

お客様各位



託送料金見直しに伴う電気需給約款等改定に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

伊藤忠エネクス株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：田畑信幸、以下「当社」）は、北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道電力ネットワーク」）が2025年7月30日に、東北電力ネットワーク株式会社（以下「東北電力ネットワーク」）が2025年7月29日に、それぞれ2025年10月1日を効力発生日として託送供給等約款の変更認可申請を行ったことを受け、当社も電気需給約款等の改定により、電気料金の算定に用いる単価の見直しをいたします。

対象となるご契約および改定の内容につきましては、以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. メニュー型プラン単価の見直し

（電気需給約款（法人低圧）、電気需給約款（九州電力取次/法人低圧）、北海道電力エリアのみ）

2025年10月1日付で北海道電力ネットワークが低圧供給にかかる接続送電サービス料金を改定することに伴い、2025年10月検針日より、当社電気需給約款に定める北海道電力エリアのメニュー型プラン電気料金単価への反映を予定しております。なお、改定の詳細につきましては、内容が確定次第、速やかにお知らせいたします。

2. 電気料金算定にかかる単価のご案内

（高圧・特別高圧：電気需給契約書、北海道電力・東北電力エリアのみ）

2025年10月1日付で北海道電力ネットワークおよび東北電力ネットワークが高圧および特別高圧供給にかかる接続送電サービス料金を改定することに伴い、当社電気需給約款に定めるとおり、2025年10月検針日より、電気需給契約書に定める各料金単価を改定いたします。お客様に適用される具体的な単価につきましては、別途個別にご案内いたします。

3. 市場連動プランにかかる単価のご案内

（電気需給約款（市場連動プラン高圧・特高）、北海道電力・東北電力エリアのみ）

当社電気需給契約に定めるとおり、市場連動プランにつきましては、2025年10月検針日より、北海道電力ネットワークおよび東北電力ネットワークによる託送供給等約款の改定後の単価（高圧標準接続送電サービス（高圧の場合）または特別高圧標準接続送電サービス（特別高圧の場合）における接続送電サービス料金の基本料金及び電力量料金の単価）が適用されます。お客様に適用される具体的な単価につきましては、別途個別にご案内いたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

伊藤忠エネクス株式会社

電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部

TEL：03-4233-8041 E-mail：PU-hanbai@itcenex.com